サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月十一日

大久保　勉

参議院議長　山崎　正昭　殿

サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問主意書

私が提出した「サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第二二一号。以下「前回主意書」という。）に対する答弁書（内閣参質一八九第二二一号。以下「前回答弁書」という。）の内容に疑義があるため、以下再質問する。

一　前回答弁書では、「サイバー攻撃が武力攻撃の一環として行われることは考えられる」としているにも関わらず、前回主意書の質問二の①から④で例示した四つの事例に答弁しないことは、説明責任を十分に果たしていないと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　政府が、「武力攻撃の一環として行われる」と考えるサイバー攻撃とは、どのような事態か明らかにされたい。また、事態認定の要件を、併せて明らかにされたい。

三　他国から、武力攻撃の一環ではないと認定されるサイバー攻撃を受けた場合、政府として反撃を含む何らかの手段を講ずることは可能か、示されたい。また、可能である場合の法的根拠を併せて示されたい。

四　過去五年間において、政府機関に対して行われたサイバー攻撃の件数と被害状況を明らかにされたい。

五　内閣サイバーセキュリティセンター等、サイバー攻撃に対処する政府機関名を挙げ、それぞれの機関に

おける過去五年間の予算額及び職員数を明らかにされたい。また、予算額及び職員数について、来年度も含め、今後の見通しがあれば、併せて明らかにされたい。

右質問する。